

## 欧州特許庁・英国特許庁、 AIを発明者とする特許出願を却下

### ■ 概要

- ・2019年12月、欧州特許庁(EPO)および英国特許庁(UKIPO)は、出願人Stephen Thaler、発明者DABUS(AI)とする特許出願をそれぞれ却下。
- ・EPOは、2020年1月中旬に却下理由を公表予定。
- ・UKIPOは、“DECISION”(2019年12月4日付)において却下理由を説明。

### ■ Decision(UK)の要点

(1) AIが発明者となりえるのか？

・AIは発明者となりえない。

・特許法7条、13条では、発明者は「自然人」である旨規定する。過去の判例に鑑みても、これは確立した解釈である。

(2) AIが特許を受ける権利を譲渡できるのか？

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。